

## 令和3年 第8回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年8月25日（水）15時00分から15時30分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4		報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	菅原 隆行
	事務局次長兼産業観光課副課長	飯山 武
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。緊急事態宣言が発令されている中お集まりいただきありがとうございます。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は14名、欠席委員はなしです。定足数に達しておりますので、これより令和3年第8回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「5番齋藤幸江委員」と「6番秋野春子委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今回は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田7筆で面積は合計2,013㎡でございます。譲渡人は越谷市に、譲受人は宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲渡人は相続によって当該農地を取得しましたが、所有農地のすべてを管理していくことが難しく、隣地所有者へ譲渡を検討してきました。この度、譲受人への譲渡が決まったため、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■から南西へ500メートル程の場所に位置し、■■■■沿いに位置する土地です。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。ここ数年は保全管理のみの土地だったため、配水設備が完了次第果樹等の作付けを行う計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてです。今回の譲受人の経営農地は宮代町内に29筆あり、総面積は5,232.82㎡でございます。事前に事務局で農地を全て回り現況に問題ないことを確認しており

ます。また、譲受人は先月にも 3 条の申請がありその際にも皆さまに耕作状況を確認頂きましたので、今回の確認は割愛させていただきます。

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断基準 5 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m<sup>2</sup>を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 7,245.82 m<sup>2</sup>となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として年 150 日以上従事ということを確認しております。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守すること、現在も周辺農地を耕作していることから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■委員)

■番の■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は5件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田1筆で面積は211㎡でございます。譲受人はさいたま市に、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者はさいたま市内のアパートにて夫婦2人で生活しておりますが、将来子どもを産み育てるためには手狭になることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■から南東方向に200メートル程の場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。北側の水路以外の隣地はすべて宮代町所有の土地となります。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設内積みコンクリートブロックで対応するとのこと。生活排水は、合併浄化槽を設置し、南側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしく願います。

(■番■■委員)

■番の■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願います。

(■番■■委員)

■番地元委員の■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしく願います。

いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、2件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の田2筆で面積は合計274㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は宮代町内の借家にて家族5人で生活しておりますが、子どもの成長とともに借家では手狭になることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和3年2月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■から北西方向に200メートル程の県道沿いの場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が1筆ございますが、所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設内積みコンクリートブロックで対応するとのこと。生活排水は、合併浄化槽を設置し、北側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願います。

(■番■■委員)

■番の■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願います。

(■番■■委員)

■番地元委員の■■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして3件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、3件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑3筆で面積は合計493㎡でございます。譲受人は久喜市に、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は久喜市内のアパートにて夫婦2人で生活しておりますが、将来子どもを産み育てるためには手狭になることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■から北西に250メートル程の場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が4筆ございますが、そのうち2筆は譲渡人の所有農地で、残り2筆の所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設内積みコンクリートブロックで対応するとのこと。生活排水は、合併浄化槽を設置し、南側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番の■■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番地元委員の■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしく願っています。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして4件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、4件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑1筆で面積は224㎡でございます。譲受人はさいたま市に、譲渡人は神奈川県にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者はさいたま市内のアパートにて夫婦2人で生活しておりますが、将来子どもを産み育てるためには手狭になることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■から南東に250メートル程の場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が3筆ございますが、所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設内積みコンクリートブロックで対応するとのこと。生活排水は、合併浄化槽を設置し、北側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしく願っています。

(■番■■委員)

■番の■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いま

すのでご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番地元委員の■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして5件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、5件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑1筆で面積は438㎡でございます。譲受人は宮代町に、譲渡人は横浜市と宮代町にお住まいの方々です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は宮代町内の配偶者母親所有の家にて家族4人で生活しております。今後生活していくうえで家財道具なども増え現在の住まいでは手狭になることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■から南東に200メートル程の場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が3筆ございますが、そのうち2筆は譲渡人の所有農地で、残り1筆の所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設内積みコンクリートブロックで対応するとのこと。生活排水は、合併浄化槽を設置し、西側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番の■■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」といいたします。

(会長)

続きまして日程第4「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が8月10日となっております。10日までに、4条届出が1件、5条届出が2件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和3年第8回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年9月24日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印